水俣病被害者の方への給付の申請について

申請の受付 平成24年7月31日(火)まで

※郵送の場合、当日消印有効

環境省 / 熊本県 / 鹿児島県 / 新潟県



水俣病被害者の方への給付の申請について

- ●平成22年5月1日より、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決 に関する特別措置法」に基づき、給付の申請を受け付けています。
- ●一定の要件を満たす場合、一時金、療養費(医療費の自己負担分など)、療養手当の給付、または、療養費の給付のみが受けられます。
 ※給付の対象者と給付の概要については、5ページをご覧ください。
- ●かつて水俣湾又はその周辺水域や阿賀野川でメチル水銀に汚染された魚などをたくさん食べ、両手足の先の方の感覚が鈍いなどの症状がある方は、次のページで申請手続きをご確認ください。
- ●申請の受付は熊本県、鹿児島県、新潟県が行いますが、今、これらの県にお住まいでない方も、申請できます。
 - ※申請先は、原則として、水俣湾などや阿賀野川の汚染された魚などをたくさん食べた当時 お住まいだった県になります。申請先がご不明の場合はあらかじめご相談ください。

【お問い合わせ先】 ※月~金。休日を除く。8:30~17:15

熊本県 環境生活部水俣病保健課 電話:096-333-2306

鹿児島県 環境林務部環境林務課 電話:099-286-2584

新潟県 福祉保健部生活衛生課 電話:025-280-5204、 5207

※お問い合わせは、お近くの環境省地方環境事務所でも可能です。 (本パンフレットの裏面を参照願います。)

申請される方へ

次の方法により申請書類を入手いただけます。

①環境省の専用ホームページからダウンロードできます。

環境省 水俣病申請

検索

②下記の県の窓口にハガキ、FAXなどでご請求いただけます。

(郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話番号と、「水俣病被害者の給付申請書類(〇部)を送付希望」との旨を明記ください。)

以下の書類を、該当する県に提出(FAX不可)してください。

(申請先は、原則として、水俣湾などや阿賀野川の汚染された魚などをたくさん食べた当時お住まいだった県になります。申請先がご不明の場合はあらかじめご相談ください。)

- 給付申請書【様式1号】
- 住民票
- 戸籍の附票又は消除された戸籍の附票

(熊本県および鹿児島県においては昭和43年以前、新潟県においては昭和40年以前に本籍を置いていた市区町村で請求してください。)

- 魚介類摂取等申立書【様式2-1号】
- 提出診断書【様式3-1号】(提出は任意です。)
- 診断申込書【様式4-1号】
- ※提出の期限は平成24年7月31日(※郵送の場合、当日消印有効)です。

(平成22年5月1日以降、一度申請された方(水俣病被害者手帳をお持ちの方を含む。)については、 再度の申請はできません。)

※詳細は、別添の「申請の手引き」をご覧ください。

【申請書類請求先・申請先】

◆熊本県 環境生活部水俣病保健課

住所/〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

FAX/096-382-3296

◆鹿児島県 環境林務部環境林務課

住所/〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

FAX/099-286-5544

◆新潟県 福祉保健部生活衛生課

住所/〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

FAX/025-284-6757

給付の申請手続きの流れ

申請書類を入手していただきます。



次の方法により申請書類を入手いただけます。

- ①環境省の専用ホームページからダウンロードできます。
- ②県の窓口にハガキ、FAXなどでご請求いただけます。

申請書類、民間の医師による診断書(診断書は任意ですのでお出しいただかなくても差し支えありません。)を県に提出(送付)していただきます。



ばく露(メチル水銀を体内に取り込んだこと)の審査を行います。審査の結果、ばく露が確認できない場合は、診断を受けることができません。

県の指定する医療機関で診断(必須)を受けていただきます。 (診断費用2,700円をご負担いただきます。)

県において判定を行い、その結果が通知されます。

1

給付の対象とされた場合



水俣病被害者手帳が交付されます。

- 手帳は交付の翌月より ご使用になれます。医 療機関などへの提示を お願いします。
- 一時金等の給付の手続きを 行っていただきます。 (該当する方のみ)
 - ・詳細は、判定結果の通知時に あわせてご案内いたします。



給付の対象とされなかった 場合

メチル水銀の影響を受けた可能性が高い ことを証明する資料を県に提出していた だくことができます。



詳細は、判定結果の通知時 にあわせてご案内いたしま す。

県において、メチル水銀の影響を受けた可能性が高いと判断した場合、もう1回、診断を受けていただくことができます。 (指定医療機関の診断費用2,700円)



県において再度判定を行い、その結果が通知されます。

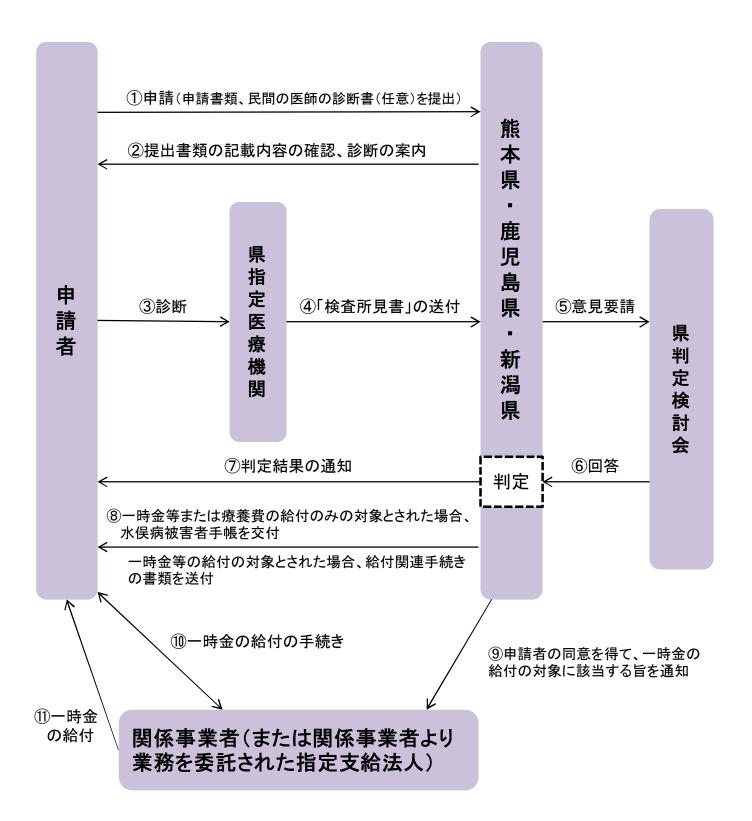
(該当)---



(非該当)

一定の要件に該当する方で、ご希望があれば、年に1回健康診査が受けられます。

≪参考1≫申請から給付までの流れ



《参考2》給付の対象者と給付の概要

(注)下図は簡略化したものです。詳細については、「申請の手引」をご覧ください。

ふつうでない量のメチル水銀を体内に取り入れた可能性がある。





さらに、以下のいずれかの感覚 障害がある。

- ①手足の先の方の感覚(触覚、痛 覚)が鈍い。
- ②全身の感覚(触覚、痛覚)が鈍いなど、①に準ずる障害がある。

左には当たらないが、一定の感 覚障害があり、水俣病にもみられ る以下の症状のいずれかもある。

しびれ、ふるえ、カラス曲がり(こむら返り・けいれん・足がつる)、見える範囲がせまい・はっきり見えない、耳が遠い・耳鳴り、味覚・嗅覚の異常、言葉を正確に発せない、めまい・立ちくらみ、つまずきやすい・ふらつく、物を落としやすい・手足の脱力感





- 一時金 1人当たり210万円 関係事業者から給付されます。
- ・療養費(医療費の自己負担分など)
- •療養手当 12,900~17,700円/ 月が給付されます。
- ・療養費(医療費の自己負担分など)が給付されます。

お知らせ

○ 今回、給付の対象となるのは、かつて水俣湾又はその周辺水域や阿賀野川でメチル水銀に汚染された魚などをたくさん食べた方のうち、水俣病にも見られる症状(両手足の先の方の感覚が鈍いなど)をお持ちの方になります。

このため、このような症状を自覚されているからといって、 その事実だけでただちに対象となるわけではありません。その ような症状が起きたのは、かつて汚染された魚をたくさん食べ たからではないか、という心当たりがあるみなさまに申請をし ていただき、医師による検査等によって判定させていただく仕 組みとなっています。

- なお、事前に医師の診察が必ず必要というわけではありません。心当たりのある方で、民間診断書(提出診断書)の提出が間に合わない方は、まずは申請してください(民間診断書は、申請後3ヶ月までならば追加で提出することが可能です)。
- 〇 「対象地域」に当時、相当の期間お住まいでなかった方であっても、申請できます。その場合には、客観的資料や本人への聞き取りを踏まえ、汚染された魚などを多食したと認められる「相当な理由」を個別にお伺いします。

申請•相談窓口

【申請窓口、各種お問い合わせ窓口】(月~金。休日を除く。8:30~17:15)

- ◆熊本県 環境生活部水俣病保健課 住所/〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 FAX/096-382-3296 電話/096-333-2306
- ◆鹿児島県 環境林務部環境林務課 住所/〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 FAX/099-286-5544 電話/099-286-2584
- ◆新潟県 福祉保健部生活衛生課 住所/〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 FAX/025-284-6757 電話/025-280-5204、5207

【各種お問い合わせ窓口】 (月~金。休日を除く。8:30~17:15)

- ◆北海道地方環境事務所 住所/〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 FAX/011-736-1234 電話/011-299-1952
- ◆東北地方環境事務所 住所/〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 FAX/022-724-4311 電話/022-722-2873
- ◆関東地方環境事務所 住所/〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 FAX/048-600-0517 電話/048-600-0516
- ◆中部地方環境事務所 住所/〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 FAX/052-951-8889 電話/052-955-2134
- ◆近畿地方環境事務所 住所/〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 FAX/06-4790-2800 電話/06-4792-0700
- ◆中国四国地方環境事務所 住所/〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 FAX/086-224-2081 電話/086-223-1581
- ◆九州地方環境事務所 住所/〒862-0913 熊本県熊本市東区尾/上 1-6-22 FAX/096-214-0354 電話/096-214-0311